

配分基準チェック表

経営体名 (申請者名)	
----------------	--

●各項目の該当する点数を右欄に記載し、自己採点をお願いします。

※付加価値額の基準は直近の決算等を用いてください。

※目標年度は、事業年度から3年後です。

区分	項目	内容	点数	点数 記入欄	
1	付加価値額の 拡大率	事業年度より3年間までに達成できる付加価値額の拡大率に該当する点数を記入してください。		点	
		注意①：付加価値額とは、 収入総額-経費総額+雇用人件費 注意②：直近の青色申告決算書、又は決算報告書類より算出すること。 注意③：区分3、4の新規就農ポイントを受ける者は加不可となります。	現状の付加価値額より10%以上増加できる。		1
			現状の付加価値額より15%以上増加できる。		2
			現状の付加価値額より20%以上増加できる。		3
			現状の付加価値額より30%以上増加できる。		4
			現状の付加価値額より40%以上増加できる。		5
			現状の付加価値額より50%以上増加できる。		6
現状の付加価値額より60%以上増加できる。	7				
2	付加価値額の 拡大額	事業年度より、3年間で達成できる付加価値額の点数を選び記入してください。		点	
		注意①：付加価値額とは、 収入総額-経費総額+雇用人件費 注意②：選択した拡大率は必須目標となります。 注意③：区分3、4の新規就農ポイントを受ける者は加不可となります。	付加価値額を現状より100万円以上拡大できる。		1
			付加価値額を現状より150万円以上拡大できる。		2
			付加価値額を現状より300万円以上拡大できる。		3
			付加価値額を現状より400万円以上拡大できる。		4
			付加価値額を現状より650万円以上拡大できる。		5
			付加価値額を現状より1,000万円以上拡大できる。		6
付加価値額を現状より1,500万円以上拡大できる。	7				
3	新規就農	新規に就農した方で、下記の(1)に当てはまる場合、加可可能です。		点	
		注意：区分3に加可する場合、区分1、2は加可できません。	(1) 就農後5年以内の認定新規就農者である。		2
			(2) (1)に該当する方で、50歳までに就農している。 (法人の場合、役員過半数が50歳以下であること)		3
(3) (1)に該当する方で、農業次世代人材投資事業(経営開始型)等の交付期間中に経営を発展させて交付が終了した。	1				
4	新規就農者の 付加価値額の 拡大率	事業年度より3年間で達成できる付加価値額(3.新規就農に加可する方のみ)		点	
		注意①：付加価値額とは、 収入総額-経費総額+雇用人件費 注意②：区分4に加可する場合、区分1、2は加可できません。 注意③：選択した拡大率は必須目標となります。	基準額(目標年度における就農後経過年数×50万円)以上にできる。		2
			基準額(目標年度における就農後経過年数×50万円)の10%増し以上にできる。		3
			基準額(目標年度における就農後経過年数×50万円)の20%増し以上にできる。		4
			基準額(目標年度における就農後経過年数×50万円)の30%増し以上にできる。		5
			基準額(目標年度における就農後経過年数×50万円)の40%増し以上にできる。		6

区分	項目	内容	点数	点数 記入欄	
5	経営面積の 拡大	経営面積拡大に取り組み、いずれかの項目を目標にする（最も高い点数のみ）。		点	
		・農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている。 ・目標年度に現状より4%（施設園芸は20%、果樹は10%）以上の経営面積の拡大を行うことができる。	5		
		・農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている。 ・目標年度に現状より2%（施設園芸は10%、果樹は5%）以上の経営面積の拡大を行うことができる。	4		
		・農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている。 ・目標年度に現状より経営面積の拡大を行うことができる。	3		
		・目標年度に現状より4%（施設園芸は20%、果樹は10%）以上経営面積の拡大を行うことができる。	3		
		・農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている。 ・目標年度に現状より2%（施設園芸は10%、果樹は5%）以上経営面積の拡大を行うことができる。	2		
		・目標年度に現状より経営面積の拡大を行うことができる。	1		
6	農産物の 価値向上	(1)事業実施前3年度内に新品種の導入、栽培管理技術の改善、新たな加工又は販売の取組等により、農産物の価値向上に取り組んでいる。	1	点	
		(2)(1)に該当する場合で、有機JASの認証を受けている。	1	点	
7	農業経営の 複合化	土地利用型作物や園芸作物の生産などを組み合わせ、複合的に経営している。	1	点	
		(1)事業実施前3年度内に経営面積又は農産物売上高の3割以上の品目転換を行っている又は目標年度までに行うことができる。((1)と(2)どちらか1つのみ加点可能)	1	点	
		(2)事業実施前3年度内に経営面積又は農産物売上高の4割以上の品目転換を行っている又は目標年度までに行うことができる。((1)と(2)どちらか1つのみ加点可能)	2	点	
8	経営管理の 高度化	現在、法人化している、又は目標年度までに法人化する。	2	点	
		青色申告を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	1	点	
		農業版B C P（事業継続計画）を策定している。	1	点	
		GLOBALG.A.P.又はASIAGAPの認証を取得している。	1	点	
		労働時間、休憩及び休日について労働基準法に準拠した環境を整備している。	1	点	
9	環境配慮の 取組	事業実施前3年度内に化石燃料を使わない園芸施設への移行による温室効果ガス削減又は化学農薬・化学肥料使用量の削減を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	1	点	
10	農作業の共同 化	自らの経営に係る農作業について他の農業者と共同して行っている。	2	点	
11	労働時間の削 減	省力化技術の導入等により農作業の労働時間を施悪現することとしている。			
		導入予定の機械の活用で目標年度までに取組を行うこととしている場合に算出可能です。	10%以上削減	1	点
			20%以上削減	2	点
			50%以上削減	3	点
12	輸出の取組	(1)農産物の輸出を行う（他者との連携による取組を含む）。	1	点	
		(2)(1)に該当する場合で、現在、農産物の輸出の取組（他者との連携による取組を含む）を行っている。	1	点	
		(3)(1)に該当する場合で、輸出事業計画（GFPグローバル産地計画）の認定を受けている、又は認定を受けた輸出事業計画に連携者として位置づけられている。	1	点	
		(4)(1)に該当する場合で、目標年度までに農産物売上高の15%以上を輸出に振り分ける。	1	点	
13	農業者の育成	(1)農業研修生を受け入れている。 （国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く）	1	点	
		(2)(1)に該当する場合で、就農に向けて必要な技術等を習得できる経営体として都道府県が認めた者である。	1	点	
		(3)(2)に該当する場合で、受け入れた農業研修生の中で、過去5年以内に研修を終了して独立し、認定新規就農者又は認定農業者となった者がいる(1名につき1点、上限3点)。	1~3	点	
14	女性の取組	いずれかに該当する場合。 (1)女性農業者。 (2)法人又は任意組織で、代表者が女性か、役員若しくは構成員の過半数が女性である。 (3)法人又は任意組織で、部門間で区分経理を行い、当該部門の責任者が女性である。	3	点	
合 計				点	